

団体傷害保険のご案内

(傷害総合保険、総合補償特約セット家族傷害保険・普通傷害保険)

今年度より傷害総合保険プランに

「特定感染症危険補償特約」をセットしました！

個人賠償責任補償は安心の示談交渉サービス付（国内のみ）

第三者に対する
法律上の損害賠償責任事故を

3億円まで補償！

(団体割引)
20%適用

●県庁生協組合員（県職・団体職員）ならご加入いただけます。団体職員の方は便利な口座引落し制度があります。●

保険期間：令和2年10月1日午後4時から1年間

保険料お支払：令和2年12月から給与控除

申込締切日：令和2年9月18日（金）

《募集団体》
《保険契約者》
《取扱代理店》香川県庁消費生活協同組合
有限会社 香川互助サービス

〒760-0017 香川県高松市番町5丁目4-4 tel 087-863-4138(保険担当まで)

〔引受幹事保険会社〕

損害保険ジャパン株式会社

〔共同引受保険会社〕

三井住友海上火災保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社
(傷害総合保険は損保ジャパン単独でのお引き受けとなります。)

I. 傷害総合保険（補償充実タイプ）

★下線の部分が基本タイプにプラスされたワイドな補償となります★

《この保険の特長》国内・国外を問わず、ケガによる入院・手術・通院を補償します。

日常生活における法律上の賠償事故は、加入コースにかかわらずご家族全員(*1)が補償対象となります。

1. 死亡保険金／後遺障害保険金

お仕事中やスポーツ中も含めて24時間、傷害事故(事故とは急激かつ偶然な外来の事故をいいます。以下同様とします。)がもとで死亡されたり後遺障害が生じた場合、保険金をお支払いします(死亡の場合は死亡・後遺障害保険金額の全額、後遺障害の場合はその程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%)。

2. 入院保険金

手術保険金

傷害事故により入院された場合、入院1日につき、入院保険金日額をお支払いします。(1,000日限度)

事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

(※)手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

3. 通院保険金

傷害事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対して1日につき、通院保険金日額をお支払いします(90日限度)。

4. 携行品補償

偶然な事故による携行品の破損・盗難などを補償します(1事故につき自己負担額3,000円)。被害物の損害額は再調達価額を基準とします。

* SEコース(個人型)の場合、補償対象は本人のみとなります。
SFコース(家族型)の場合、家族全員が補償対象となります。

5. 個人賠償責任補償

国内・海外においてご家族全員(*2)の日常生活における法律上の賠償責任を補償します。自己負担額なし。

(※)示談交渉サービス付(日本国内のみ)

(※)SA・SEコース(個人型)、SBコース(夫婦型)であっても家族全員が補償対象です。

特定感染症を発病した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)および通院保険金(90日限度)をお支払いします。

※特定感染症とは、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」により指定された新型コロナウイルス感染症および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。

傷害事故により所定の重度後遺障害を被り、所定の要介護状態となった場合、事故の発生の日から181日目以降の、要介護状態である期間に対して、介護保険金をお支払いします。

6. 特定感染症危険補償

7. 介護保険金

8. 被害事故補償

更に

III. 傷害総合保険

天災危険補償特約セットプラン

●地震等によるケガも補償

地震、噴火またはこれらによる津波によって
被ったケガについて、上記1～3、6を補償します。

IV. 弁護のちからプラン

弁護士費用総合補償特約セット

傷害総合保険

II. 傷害保険（基本タイプ）

[総合補償特約セット普通傷害保険・家族傷害保険]

※基本タイプでの継続も可能です

1. 死亡保険金／後遺障害保険金

お仕事中やスポーツ中も含めて24時間、傷害事故がもとで死亡されたり後遺障害が生じた場合、保険金をお支払いします(死亡の場合は死亡・後遺障害保険金額の全額、後遺障害はその程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%)。

2. 入院保険金

手術保険金

傷害事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に対して1日につき、入院保険金日額をお支払いします。

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

(※)手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

3. 通院保険金

傷害事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に対して1日につき、通院保険金日額をお支払いします(90日限度)。

4. 携行品補償

* 傷害総合保険と同様です。ただし、被害物の損害額は時価を基準とします。

Eコース(個人型)の場合、補償対象は本人のみとなります。Fコース(家族型)の場合、家族全員が補償対象となります。

5. 個人賠償責任補償

国内・国外においてご家族全員(*3)の日常生活における法律上の賠償責任を補償します。自己負担額なし。

(※)A・Eコース(個人型)、Bコース(夫婦型)であっても家族全員が補償対象です。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載していますので、必ずご参照ください。

(*)家族とは、次の方をいいます。①本人②本人の配偶者③本人またはその配偶者の同居の親族④本人またはその配偶者の別居の未婚の子⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

① なお、被保険者本人またはその配偶者との統柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

家族型の被保険者の範囲について

被保険者は以下①～④に該当する方です。

- ①被保険者本人
- ②被保険者本人の配偶者
- ③被保険者本人またはその配偶者の同居の親族
- ④被保険者本人またはその配偶者の別居の未婚の子

※介護保険施設等へ入所され、主たる住居が施設の場合は、
被保険者の対象外となります。



団体傷害保険でお支払対象となる事故例

◎ケガの補償...国内・国外を問わず、24時間偶然な事故によるケガを補償します！



◎個人賠償責任の補償...本人およびご家族の日常生活における法律上の損害賠償責任をワイドに補償！

※自動車事故を除きます。



★携行品損害...偶然な事故による携行品の破損・盗難などを補償します。



★介護保険金...傷害事故による要介護状態となった場合の補償をします。(傷害総合保険のみ)



傷害事故により重度後遺障害を被り所定の要介護状態となった場合、事故の発生の日から181日目以降の要介護状態である期間に対し、介護保険金をお支払いします。

★被害事故補償...犯罪やひき逃げ事故等にあった場合の補償をします。(傷害総合保険のみ)



犯罪、ひき逃げによる傷害事故にあい、死亡されたり所定の重度後遺障害が生じた場合に、被害事故補償保険金を死亡・後遺障害保険金に上乗せしてお支払いします。(加害者からの賠償金などは控除されます。)

★天災危険補償...地震、噴火またはこれらによる津波によって
被ったケガについて補償します。

<傷害総合保険・天災危険補償特約セットプラン・弁護のちからプランのみ>の
おすすめの補償です！



地震・噴火またはこれらによる
津波によって被ったケガ

IV.弁護のちからプラン(弁護士費用総合補償特約セト傷害総合保険)

あなたの日常にも潜んでいます！
現代社会を取り巻くさまざまなトラブル

子どものいじめ

いじめの認知（発生）件数の推移



いじめの件数は
6年間で約6倍と
急激に増加
しています！



子どもがいじめにあい、
登校拒否の状態になった

相手方の対応が悪く、
誠実な対応をしてくれな
い

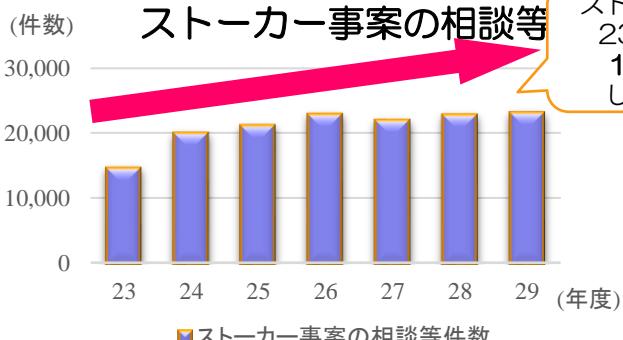
相手の親と
うまく話せるか
不安…



もし私たちのちからになってくれるものがあつたら・
・
・

ストーカー被害

ストーカー事案の相談等



ストーカー事案は
23年度に比べ
1.6倍に増加
しています。

昔の交際相手から
ストーカー行為を
されている



自分で
相手を前にして
話すのはこわい…

どうしたらいいかわからず
パニックになってしまいそう

他にも…

SNSによる誹謗中傷

インターネット通販詐欺

通り魔被害

痴漢被害

など

IV.弁護のちからプラン(弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険)

さまざまなトラブルが潜む中…
法的トラブルについてはこのような声があります

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起ったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、
さまざまな法的トラブルが起きています。

「ある」と答えた方 約6.5人に1人

出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル（多重債務、医療事故など）も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、
専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも…

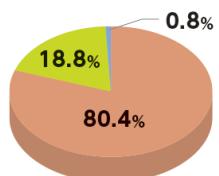
Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がない」という方が多いのが現状です。

相談できる弁護士がない 80.4%

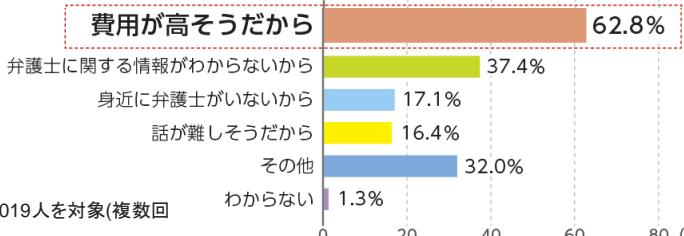
相談できる弁護士がいる 18.8%

わからない 0.8%



Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人が約6割もいます。



出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室

「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

みなさまの声にお応えして、

弁護のちからは

あなたのちからになります！



IV. 弁護のちからプラン(弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険)

1 弁護士費用補償

被保険者の範囲:被保険者ご本人



“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



被保険者
ご本人



お子さま

被保険者ご本人だけでなく、
お子さま^(※1)が遭遇された
トラブルについても対象となります。

トラブルの当事者



被保険者
ご本人

次の法的トラブルについては、
調停等に要する弁護士への
各種費用が対象となります。

人格権侵害^{(※2)(※3)}

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といいつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



借地・借家

- 貸賃期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



遺産分割調停

- 弟兄間での遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなつた。
- 母がすべての遺産を兄に相続させたとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなつた。



離婚調停^(※2)

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなつた。



⚠ 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。**



以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

(※1)被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。

(※2)人格権侵害に関するトラブルまたは離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

(※3)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

IV.弁護のちからプラン(弁護士費用総合補償特約セト傷害総合保険)

→ 1 弁護士費用補償

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償^(※)

1 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用

■保険金額
(保険期間1年間につき)

通算 **10万円** 限度

- 自己負担額
(免責金額) **1,000円**

2 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用

■保険金額
(保険期間1年間につき)

通算 **300万円** 限度

× (100% - **自己負担割合 10%**)

(※)日本国内の法令に基づき解决するトラブルが対象となります。



いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

法律相談にかかった費用 **1万円**



法律相談費用保険金のお支払額

1万円 - 1,000円(自己負担額) = 9,000円

弁護士委任にかかった費用 **40万円**
着手金 15万円、報酬金 25万円



弁護士委任費用保険金のお支払額

40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = 36万円

合計 36万9,000円をお支払い



金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

★ 相談できる弁護士が身近にいなくても安心!「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客様から依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客様に弁護士をご紹介します。



「緊急時被害事故トラブルサポート」

被害事故に遭遇し緊急の対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。
警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、緊急時の対応等についてアドバイスさせていただきます。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることができますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにぎります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【受付時間】24時間365日 0120-727-110

(注1)保険金のお支払方法等重要な事項は、P.11「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

(注2)弁護士費用補償または個人賠償責任補償における補償の重複については、P.14をご確認ください。

IV. 弁護のちからプラン(弁護士費用総合補償特約セッティング総合保険)

補償内容と保険料

(保険期間1年、職種級別A級、団体割引20%、月払保険料)
手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セッティング



補償内容		RA	RB
本人	死亡・後遺障害	40万円	50万円
	入院保険金日額	3,000円	
	通院保険金日額	1,500円	
	介護(年額)	120万円	
	被害事故	3,000万円	
個人賠償		3億円	なし
携行品(自己負担額:1事故につき3,000円)		30万円	
天災危険補償特約		あり	
弁護士費用 補償	法律相談費用(自己負担額1,000円)	通算 10万円	限度
	弁護士委任費用(自己負担割合10%)	通算 300万円	限度
特定感染症	全コース共通	あり	
月払保険料		1,830円	1,740円

※事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

【プラン選択時にご注意いただきたいこと】

- 弁護士費用補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方が被った法的トラブルは、補償の対象となりません。配偶者の方は、別途、弁護士費用補償とケガの補償がセットされたプラン(RBコース)にご加入いただく必要があります(配偶者の方以外の同居のご親族の方等もご加入いただけます。)。
- 個人賠償責任補償は、ご家族の皆さま(※)が補償の対象となります。また、すでに他の保険契約等において個人賠償責任補償にご加入されている場合は、加入者ご本人についても、個人賠償責任補償をセットしていないプラン(RBコース)にご加入ください。
(※)個人賠償責任補償における被保険者の範囲については、補償の内容をご覧ください。

弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)]



【「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)]



(注)「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

I. 傷害総合保険（補償充実タイプ）

（保険期間1年、職種級別A級、団体割引20%、月払保険料）
手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

被保険者	コース名	SA	SB	SC	SD	SE	SF
本人	死亡・後遺障害	60万円	110万円	90万円	160万円	240万円	280万円
	入院保険金日額	3,000円	3,500円	4,000円	5,000円	6,500円	5,500円
	通院保険金日額	1,600円	2,500円	3,000円	4,000円	4,500円	4,000円
	介護(年額)	120万円	120万円	120万円	120万円	120万円	120万円
	被害事故	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,500万円	3,000万円	1,000万円
配偶者	死亡・後遺障害		30万円	25万円	25万円		50万円
	入院保険金日額		2,500円	2,000円	2,500円		3,000円
	通院保険金日額		1,500円	1,200円	1,500円		2,000円
	介護(年額)		120万円	120万円	120万円		120万円
	被害事故		3,000万円	2,000万円	1,500万円		1,000万円
親族	死亡・後遺障害			20万円	20万円		30万円
	入院保険金日額			2,000円	2,400円		2,500円
	通院保険金日額			1,000円	1,200円		1,500円
	介護(年額)			120万円	120万円		120万円
	被害事故			2,000万円	1,500万円		1,000万円
個人賠償責任	全コース共通				3億円		
携行品 (自己負担額:1事故につき3,000円)	SE・SFコース			なし			30万円
特定感染症	全コース共通				あり		
月払保険料	980円	1,990円	2,970円	3,630円	2,460円	4,400円	

※事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

II. 傷害保険（基本タイプ）

総合補償特約セット家族傷害保険（B・C・D・F）・総合補償特約セット普通傷害保険（A・E）
(保険期間1年、職種級別A級、団体割引20%、月払保険料)
手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

被保険者	コース名	A	B	C	D	E	F
本人	死亡・後遺障害	60万円	50万円	95万円	160万円	290万円	340万円
	入院保険金日額	2,800円	4,000円	2,500円	4,000円	6,000円	5,500円
	通院保険金日額	2,000円	2,500円	2,200円	2,800円	4,500円	3,300円
配偶者	死亡・後遺障害		50万円	80万円	100万円		100万円
	入院保険金日額		2,500円	2,000円	3,000円		3,300円
	通院保険金日額		1,200円	1,500円	1,500円		2,000円
親族	死亡・後遺障害			30万円	50万円		50万円
	入院保険金日額			1,500円	2,500円		2,500円
	通院保険金日額			1,000円	1,200円		1,500円
個人賠償責任	全コース共通				3億円		
携行品 (自己負担額:1事故につき3,000円)	E・Fコース			なし			30万円
月払保険料	890円	1,550円	2,130円	2,780円	2,150円	3,660円	

※事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

(注意) 複数口数申込の場合、介護保険金、被害事故補償、個人賠償責任補償、携行品損害補償は口数倍にならないため、他の補償内容で調整させていただいております。



III. 傷害総合保険（天災危険補償特約セットプラン）

(保険期間1年、職種級別A級、団体割引20%、月払保険料)
手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

被保険者	コース名	TA	TB	TC
本人	死亡・後遺障害	80万円	60万円	160万円
	入院保険金日額	3,000円	5,000円	3,000円
	通院保険金日額	1,500円	2,500円	2,000円
	介護(年額)	120万円	120万円	120万円
	被害事故	3,000万円	3,000万円	3,000万円
配偶者	死亡・後遺障害	40万円	100万円	
	入院保険金日額	2,500円	2,500円	
	通院保険金日額	1,500円	1,500円	
	介護(年額)	120万円	120万円	
	被害事故	3,000万円	2,000万円	
その他親族	死亡・後遺障害			50万円
	入院保険金日額			2,000円
	通院保険金日額			1,000円
	介護(年額)			120万円
	被害事故			2,000万円
個人賠償責任	全コース共通		3億円	
特定感染症	全コース共通		あり	
天災危険補償特約セット月払保険料		970円	2,210円	3,150円

※事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

(注意)複数口数申込の場合、介護保険金、被害事故補償、個人賠償責任補償、携行品損害補償は口数倍にならないため、他の補償内容で調整させていただいております。

おすすめ・補償充実タイプと基本タイプの違い

	傷害総合保険	総合補償特約セット普通傷害保険・総合補償特約セット家族傷害保険(基本タイプ)
補償範囲	勤務時間・スポーツ中を含め24時間補償	
死亡・後遺障害	死亡保険金は保険金額の全額 後遺障害保険金は程度に応じて保険金額の4~100%	
入院補償	事故により入院された場合、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。 (1,000日限度)	傷害事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に対してお支払いします。
手術保険金	公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合にお支払いします。	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合にお支払いします。
通院補償	傷害事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対してお支払いします。(90日限度)	傷害事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に対してお支払いします。(90日限度)
携行品補償	新価払	時価払
個人賠償責任補償	保険金をお支払いできない主な場合で違いがあります。	
介護補償	◎	×
被害事故補償	◎	×

★現在基本タイプへご加入の方も、『傷害総合保険』への切り替えが可能です！！
保険料表のとおり、月々100円~500円の追加保険料で大幅な補償アップが可能です。
加入内容の変更手続きにつきましては、後記「ご加入要領」をご参照ください。

ご加入要領

〈申込締切日〉 令和2年9月18日（金）

※締切日を過ぎた場合、中途加入となりますので別途お問い合わせください。

〈保険期間〉 令和2年10月1日午後4時から1年間

〈加入対象者〉 香川県庁消費生活協同組合 組合員。被保険者としてそのご家族もご加入いただけます。

〈加入方法〉

1. 新規加入の方

このパンフレットに添付しております『加入依頼書』に必要事項をご記入のうえ、職場委員にお渡しいただくか、県庁生協総務課までご返送ください。

2. すでにご加入の方で前年同等条件にて継続を希望される方

書類提出は不要です。特にお申し出のないかぎり、前年同等タイプにて自動更新させていただきます。

*現在ご加入の保険内容については別途お送りしますご案内をご参照ください。

3. すでにご加入の方で加入内容の変更・脱退を希望される方

★傷害総合保険への切替をご希望される場合は、以下の手続きをお願いします。

加入内容の変更・追加・脱退をご希望の方は、下記要領にて『加入依頼書』をご記入ください。

○加入内容の変更・追加の場合（傷害総合保険への切替を含みます。）

→加入依頼書のステップ2変更欄に丸印をご記入のうえ、「本年度加入内容」をご記入ください。複数のお申込みがある場合は、変更部分だけではなく、すべての加入内容について本年度加入する内容にて記入をお願いします。

○脱退の場合→加入依頼書ステップ2の「脱退欄」に記入・押印のうえ、ご返送ください。

○複数口数の加入について○

SD、SE、SF、Eコースは2口まで、その他コースは3口までのお申込みでお願いします。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み : この商品は傷害総合保険普通保険約款・総合補償特約セット傷害保険普通保険約款・総合補償特約セツト家族傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 : 香川県庁消費生活協同組合
- 保険期間 : 令和2年10月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日 : 令和2年8月30日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者 : 香川県庁消費生活協同組合員
- 被保険者 : 香川県庁消費生活協同組合の組合員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。**ただし、弁護士費用補償のあるコースに加入される場合は未成年者を除きます。**
【SC・SD・SF・C・D・F・TCコース】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。
※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
【SB・B・TBコース】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。
※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
【SA・SE・A・E・TA・RA・RBコース】被保険者本人のみが保険の対象となります。
- お支払方法 : 令和2年12月分給与から毎月控除となります。(12回払)
- お手続方法 : 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の県庁生協総務課までご送付ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既 皆 加 入 ま る 者 の	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は県庁生協総務課までお問い合わせください。

(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月の1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から令和3年10月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の県庁生協総務課までご連絡ください。
脱退日までの既経過期間に対する保険料を現金にて返金する場合がございます。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返り金・契約者配当金 : この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

I. 傷害総合保険【補償充実タイプ】、III. 傷害総合保険(天災危険補償特約セットプラン)、IV. 介護のちからプラン

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含まれません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突然的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやは、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償) 死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はんロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを越えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故(次ページに続きます。)など
後遺障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝ 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (4%～100%)	

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償)	<p>入院 保険金</p> <p>事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数}(1,000\text{日} \text{限度})$ </div>	
	<p>手術 保険金</p> <p>事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいすれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>手術(重大手術)(※3)以外 <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)</p> <p>重大手術(※3) 手術保険金の額=入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、テブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡、縦隔鏡、腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p> </div>	(前ページより続きます。)
	<p>通院 保険金</p> <p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数}(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)$ </div> <p>(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等(※)を常時着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	<p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
	<p>介護 保険金</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害(※)が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年末満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> $\text{介護保険金の額} = \text{介護保険金年額} \times \text{要介護期間(年)}(\text{事故の発生の日から181日目以降の要介護状態である期間})$ </div> <p>(※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注)介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。</p>	
	<p>被害事故 補償 (注)</p> <p>被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害(※)が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金</p> <p>など</p> <p>(※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注)介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族</p> <p>など</p>

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 個人賠償責任 (国内外補償) (注)	<p>住宅^(※1)の所有・使用・管理または被保険者^(※2)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(※1)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(※2)この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者および被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任</p> <p>など</p> <p>(※)次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①主たる原動力が人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。) ③身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの
物の損害の補償 携行品損害 (国内外補償) (注)	<p>偶然な事故により携行品^(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額^(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される住宅(物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。</p> <p>修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(注1)乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2)次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■手形その他の有価証券(小切手を除きます。) ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 <p>など</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外來の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化</p> <p>など</p> <p>(※)保険の対象を置いた状態でその事実またはおいた場所を忘れることがあります。</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

弁護士費用補償(弁護士費用総合補償特約)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象) 弁護士費用 + 法律相談費用 弁護士委任費用 保険金	<p>被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下①から⑤までのいずれかに該当するトラブル(※1)について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、以下・①②・④・⑤の場合は、被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。</p> <p>なお、①・⑤のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。</p> <p>① 被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗難または詐取にあった等(※2)の被害を被ったことによるトラブルをいいます。</p> <p>② 借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子からの不當な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新)に際しての条件交渉を含みます。)に関するトラブルを含みません。</p> <p>③ 離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が離婚関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。</p> <p>(注1)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>④ 遺産分割調停に関するトラブル 被保険者と他の相続人との間の遺産分割または遺留分の減殺請求(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定期承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。</p> <p>(注)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>⑤ 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。</p> <p>(注1)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。</p> <p>(注2)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したことによるトラブルに対しては、保険金をお支払いしません。</p>	<p>[全トラブルに共通の事由]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為※、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合は除きます。 ⑧被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます)。ただし、詐取による被害事故に関するトラブルを除きます。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルを除きます。 <p>など</p> <p>(※)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合を除きます。</p>
保険金種類	お支払いする保険金の額	左記①に該当する場合
法律相談費用保険金	<p>法律相談(※4)の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。</p> <p>法律相談費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円</p>	<p>⑫被保険者または被保険者以外の者が、所有、使用もしくは搭乘または管理する自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル</p> <p>⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病的予防</p> <p>⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等</p> <p>⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示</p> <p>⑯身体の美容または整形</p>
弁護士委任費用保険金	<p>弁護士委任(※4)によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費(※5)を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、顧問料および日当は、対象となりません。</p> <p>弁護士委任費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)</p>	<p>左記①②・⑤に該当する場合</p> <p>⑰被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子とその親族との間で発生した事由</p>
	<p>(注)初年度加入の継続の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。</p> <p>①被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額</p> <p>②保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額</p> <p>(※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。</p> <p>(※2)財物の盗難または詐取にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものにかぎります。</p> <p>(※3)遺留分の減殺請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。</p> <p>(※4)同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それそれ1つの法律相談または弁護士委任とみなす。保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。</p> <p>(※5)諸経費とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。</p>	<p>左記①・⑤に該当する場合</p> <p>⑱環境汚染</p> <p>⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由</p> <p>⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等</p> <p>㉑電磁波障害</p>
	<p>(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。</p> <p>(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。</p> <p>(※2)契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。</p>	<p>左記③に該当する場合</p> <p>㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル</p>

II. 総合補償特約セット普通傷害保険・総合補償特約セット家族傷害保険【基本タイプ】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
 (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることがあります。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	
後遺障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合 (4\%～100\%)}$	
入院 保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数 (事故の発生の日から180日以内)}$	
手術 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいすれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) 手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) 重大手術^(※3) 手術保険金の額=入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膀胱(すい)・膵・腎(じん)・臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。 ^(※1) ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。 ^(※1) ④脳疾患、疾病または心神喪失 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。 ^(※1) ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※2) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 (天災危険補償特約をセツしない場合) ⑨頸(くび)筋(きん)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※3) のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山はん、ロッククライミング(フリークライミング)を含みます。、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (※1) 「B・C・D・Fコース」の場合 (※2) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
通院 保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数 (事故の発生の日から180日以内の90日限度)}$ (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネそのほかこれらと同程度に固定ができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポートー等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 （国内 外補償） (注)	<p>日本国内または国外において、住宅^(※1)の所有・使用・管理または被保険者^(※2)の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額はありません。）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>（※1）「住宅」とは、被保険者本人の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅の敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>（※2）この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者および被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など</p> <p>（※）次の①または②のいずれかに該当するものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①原動力がもっぱら人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート（ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する賃主への賠償責任に対しては保険をお支払いしません。）
物の損害の補償 （国内外 外補償） (注)	<p>偶然な事故により携行品^(※1)に損害が生じた場合に、被害物の時価^(※2)を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>（※1）「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書記載の住宅（敷地を含みます。）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>（※2）「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>（注1）1個、1組または1対のものについては各10万円を、現金、乗車券、宿泊券等については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>（注2）次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらとの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■手形その他の有価証券（小切手を除きます。）、印紙、切手 ■預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑩置き忘れたまま紛失 など</p>

（注）補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合（続き）】

用語のご説明

用語	用語の定義													
原因事故	<p>法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。</p> <p>原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>トラブルの種類</th><th>原因事故の発生の時</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害事故に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時</td></tr> <tr> <td>2. 借地または借家に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が貸借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時）</td></tr> <tr> <td>3. 離婚調停に関するトラブル</td><td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td></tr> <tr> <td>4. 遺産分割調停に関するトラブル</td><td>被保険者の被相続人が死亡した時</td></tr> <tr> <td>5. 人格権侵害に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時</td></tr> </tbody> </table>		トラブルの種類	原因事故の発生の時	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が貸借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時）	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時
トラブルの種類	原因事故の発生の時													
1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時													
2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が貸借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時）													
3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時													
4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時													
5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時													
財物	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物（通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの）をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。													
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。													
先進医療	病院等に対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧くださいおいて行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。（ https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/sei/sensinryo/kikan.html ）													
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。													
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。													
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。													
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。													
被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子	被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。													
弁護士	弁護士法（昭和24年法律第205号）の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。													
法律相談	弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条（弁護士の職務）に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。													
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます													
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。													
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。													
配偶者	<p>婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。</p> <p>（※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。</p> <p>（※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。</p> <p>（注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。</p>													
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。													

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者ご本人の職業または職務

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

●弁護士費用補償において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることができます。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めるすることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

* 中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

[弁護士費用総合補償特約]

- 離婚調停に関するトラブルおよび人格権侵害に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできることがあります。
 - 被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできることがあります。
なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。
 - 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできることがあります。
- (注)傷害総合保険において個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- (注)総合補償特約セット普通傷害保険・家族傷害保険について、個人賠償責任を補償するご契約には、賠償事故解決特約が自動セットされます。日本国内において発生した個人賠償責任のお支払対象となる事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
- なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③ 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検査書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合 法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できます。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきヶガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

総合補償特約セット普通傷害保険・総合補償特約セット家族傷害保険保険

契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

傷害総合保険契約は、損保ジャパンが、単独でお引き受けします。

(注)共同保険の引受割合は変更になる可能性があります。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社(幹事)	62%
三井住友海上火災保険株式会社	26%
東京海上日動火災保険株式会社	12%

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割^(注)までが補償されます。

(注)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・

提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要な範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運用の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト

(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただいた保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただぐためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください。



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、
保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(フリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

【SB・SC・SD・SF・B・C・D・F・TB・TCにご加入になる方のみご確認ください】

- 被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

3. お客様にとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店 有限会社 香川互助サービス

〒760-0017 香川県高松市番町5丁目4-4 TEL : 087-863-4138 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 高松支店 法人支社

〒760-0027 香川県高松市紺屋町1-6 TEL : 087-825-0915 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808<通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡しております約款等に記載しています。
必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sonpo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっています)。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2ヶ月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。